

古岩井満吉、天野康雅、之れと殆んど同時に宣傳ビラや不穩文書を撒布したる左記五名の者にも出勤停止を命じ謹慎せしむることにした。  
中島龜尾、高林義照、鈴木文平、根岸美作、稻葉菊三、

### 從業員代表と其の嘆願

然るに十二月三日、從業員代表岡田和幸、田中義信、小高末吉、小出多吉郎、古口定吉等が本社し今回職首を申渡された、從業員十名を即時復職させて貰ひたいと申出でそれと同時に左記嘆願書を提出したのである。

#### 嘆願書(原文のまゝ)

一、職首者即時復職ノ件、  
今回職首申渡されたる從業員代表十名に對する理由は認められ難きに就き即時復職せしめられし。

#### 再嘆願書の提出

その嘆願書と云ふのは即ち左記の様な内容である。  
嘆願書(原文のまゝ)  
我等ハ 温健ナル組合主義ニ立脚シ今回改メテ 王子電氣鐵道從業員ヲ代表シ 左ノ數項ニ互ル 待遇改善ヲ嘆願致シマス、就テハ 從業員ノ 勤務狀態ヲ 改正シ 乘客ニ對シテハ 懇切ヲ 旨トシ 内務ノ 肅正ヲ 期スル 次第ニ 付 何卒 御 諭議ノ 上 御 決定 極 下 度 偏ヘニ 御 願 致シマス

依つて會社では一應協議をした結果「復職ノ件」は前述の通りの次第であるから絶體に不可能であると即座に拒絕し、その他の五項目に對しては拾二月六日午前十時回答を約し一同は退社したのである。  
然し一面には矢張り引き續き會社の悪口難言を云つたり、殆んど言語同斷な宣傳ビラを朝夕にかけて頻々亂發し、他面示威演說會見た様なものをやつて盛んに一般從業員を煽動する様な真似を續けてゐたのである。

#### 不誠意極まる言動

會社は斯様な常軌を逸する様な行為者に對しては嚴として規則に照し將來を戒めるため斷固たる方針が決定してゐるのであるから、前記の嘆願書の趣意と云へ、又嘆願書提出期間中に於ける波瀾の行

動から見ても、決してそれは、誠意を以て嘆願して居るものと認め得べき點が少しもなかつたので、會社は乍ら遺憾斯様な不誠意な嘆願は一切受理すべき限りでないこと云ふことと、十二月六日午後三時代表に對し之れを返却したのである。爾後前日同様事實無根の事柄を捏造したビラを撒布し、又は演說會を開いて勝手な事を云ふて居る事は諸君御承知の通りである。然るに十二月七日午後五時從業員代表、秋田徳一、伊藤市太郎、岡正巳の三名が又々嘆願書を携へて來社した、依つて一應其の説明や意のある處を問ひ糾した處、彼等の嘆願の筋は極めて妥當にして適切であり、且つ誠意あるものと認めたるによりこれに對しては翌八日午前十時回答する旨を答へた。

#### 會社の回答と覺書の交換

依つて會社は爾餘の各項目に就て一々回答を與へ、同時に左記覺書を作つて調印を爲し各自一通を保有する事となつた。之れにて事件は大體に於て解決し大方針も決定したのである。

#### 會社今後の方針

昭和二年十二月七日從業員代表秋田徳一、伊藤市太郎、岡正巳ニ依テ提出サレタル嘆願書ニ對シ會社ハ 本覺書ヲ以テ回答ス。尚本書ニ通テ 作製シ 會社並ニ從業員代表ハ 各一通ヲ 所有ス。一、社則命令ヲ 遵守スルハ 勿論ニ 從業員ノ 勤務狀態ヲ 改正シ 其ノ 内務ノ 肅正ヲ 期スル 乘客ニ 對シテハ 懇切ヲ 旨トス。二、總體適法ナル 労働組合ハ之ヲ 認ム。三、解僱者ニ 對スル 派金給與ノ 件ハ 解僱ニ 際シ 手厚キ 支給ヲ ナシアルモ 嘆願ノ 次第ヲ 參酌シ 特ニ 金一封ヲ 贈ル。四、年功手當支給ノ 件ハ 協議中ニ 近ク 發表 スベシ。五、被服貸與ノ 件 (イ) 外套ノ 使用期限ハ 現行通リトシ 適品ヲ 支給ス。(ロ) 退社ノ 際 最近 給與シタル 夏冬服及 外套 各一着ヲ 返納 スルコトニ 改ム。六、車輛ノ 改善ハ 會社ノ 既定方針ニ 依リ 行ハル。

#### 紛議の解決

ここに於て數日來に亘る紛議も解決し全從業員間の不安も一掃せられ、平素の勤務狀態に復したのである。  
然るに十二月十二日更に從業員代表者であると云つて田中義信、田爪綱利、橋本軍司の三名が會社を訪ね支配人に面會を求めた、けれども會社は既に秋田、伊藤、岡の從業員代表との間に問題は解決を告げ、覺書までも交換された後であるから今更代表を認めるわけにゆかぬので從業員個人として面會し會社は秋田、伊藤、岡等を代表と認めたる理由を詳細に説明し尙覺書交換の大精神並に會社の方針等を篇と云ひ聞かせて會見を了つた。

#### 紛議の解決

以上、今度の紛議は全く不良な一部從業員の煽動によつて没常識な運動に雷同し、或は不良分子に強要せられ、止むなく自省心を失つた一部少数者の紛議に過ぎず實質な考へを抱き、又會社の嚴然とした大方針をよく理解してゐたものは此の無智無識な紛議から遠ざかり、安全な自己將來の立場を考へてゐたのである。

#### 王子電氣鐵道株式會社

昭和二年十二月廿二日

運 輸 課

針ナリ、新造車輛廿三輛、近ク竣成シ 運用ニ 供スベシ。八、出勤停止者ハ 取調ヘノ 上 改後ノ 精明ヲ カナルモノハ 速カニ 解除スベシ。